

京大タテカン訴訟ニュース

第13号 2023年11月10日

Kyoto Univ. Labor Union / Established in 1948

第13回口頭弁論が開かれる

概要 2023年11月2日13時10分から、京都地裁101号法廷において、京大職組を原告、京都市および京都大学を被告とする損害賠償請求訴訟の第13回口頭弁論が開催されました。

その後すぐに、今後の裁判の進め方を決めるための進行協議という非公開の手続がありました。

報告集会 報告集会は進行協議が終了してから、京都弁護士会館地下ホールにて対面とオンラインのハイブリッド形式で行われました。お待ちしております。ありがとうございました。

本裁判のクラウドファンディングプロジェクトの駒込武副代表からは、組合のタテカンは京大関係者だけでなく市民一般に対しても、大学行政をめぐる問題提起や公開行事の告知などを行っているものであることが述べられました。たとえば、つい先日閣議決定された国立大学法人法改正案は、文部科学大臣の承認する委員が構成する機関が、大学の運営を決定することとしています。大学の持つ教育・研究の力を根本的にそぐこのような法案の問題性は、一般市民にも広く知ってもらう必要があります。また、強制撤去の実体は、大学執行部を批判する学生のタテカンの弾圧であり、労働組合などのそれ以外のタテカンの撤去はそれをごまかすために一斉に行われたことが、この裁判および行政手続の過程でわかってきたと指摘されました。

憲法に関する主張

表現規制が許される基準 今回、原告側が提出した準備書面の主な内容は、表現の自由が不当にはく奪されていることに関するものです。

憲法の保障する精神的自由は、民主主義を成り立たせる議論の前提となるものですので、他の人権を守るため（公共の福祉）でなければ制約できません。クスノキ前の学生団体の工作物を排除するために、

学会の大会の看板を門の横に立てることすら封じられているのが京大の現状です。他の地域の大学では、学会だけでなくシンポジウムや学生行事のタテカンも門の横に掲出できています。それが大学らしい景観ではないでしょうか。

京都市は、合理的な根拠があれば制限できると主張していますが、これが学術活動や組合活動の弾圧に使われています。

敷地管理権に基づく検閲が許されないことは、前号ニュースでも述べたとおりです。そもそも、どこ土地でも誰かが管理してはいるわけです。しかし、その上に、市民による公の表現活動が許容される「パブリック・フォーラム」が存在します。たとえば、海老名市フラッシュモブ事件では、通路上での市民のスタンディングによる表現行為を市が禁止することはできないとされました（横浜地判平成29年3月8日、https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=86724）。

「稼げる大学」への変質を求める大学政策の根本的転換を!

大学の自治に死刑を宣告する
国立大学法人法
「改正」案の廃案
を求めます



「稼げる大学」法の廃止を求める大学横断ネットワーク

▲ このような大学横断的な呼びかけも現在タテカンでは出せず、インターネットではすでに問題を知る人にしか届かない

検閲ではない? また、京都市は、タテカンの内容による規制はしていないと主張しています。しかし、現に、京大博物館のタテカンのように京大法人が出しているものは5㎡を超えていて、労働組合の掲示ボードは2㎡でも話し合いすら認められることなく強制撤去されています。後述するように、私た

ち原告はこれまでの裁判で、被告らの措置が違法な差別であったことを主張してきました。

今後の予定

次回の進行協議に向けて、原告側は、団体交渉の経緯や、タテカンの持っていた意義について証言できる人を証人の候補者として検討します。京大法人側は、京都市との交渉の経緯や、学生団体との交渉の経緯を知っている（元）教職員を証人として出す必要があります。これに対し、京都市は積極的に証人を出すことを希望しておらず、「守秘義務がある」と逃げようとしています。しかし、このような態度自体が、行政指導の内容が違法であった疑いをますます濃厚にしているといわざるをえません。引き続き、情報開示手続でも、「黒塗り」の真相を明らかにすべく努めます。

進行協議は、証人が決まるまで行われ、その後で、口頭弁論が開催されます。協議は複数回に及び、証人が決まった後で証人らの陳述書も提出するので、次の口頭弁論は来年春頃になると予想されます。

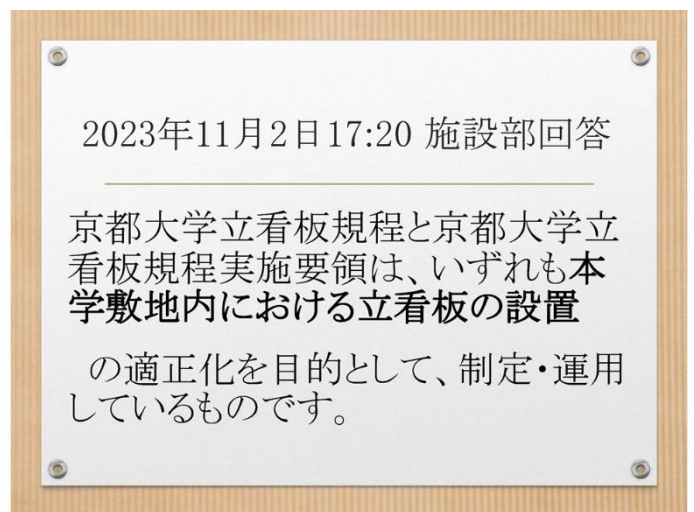
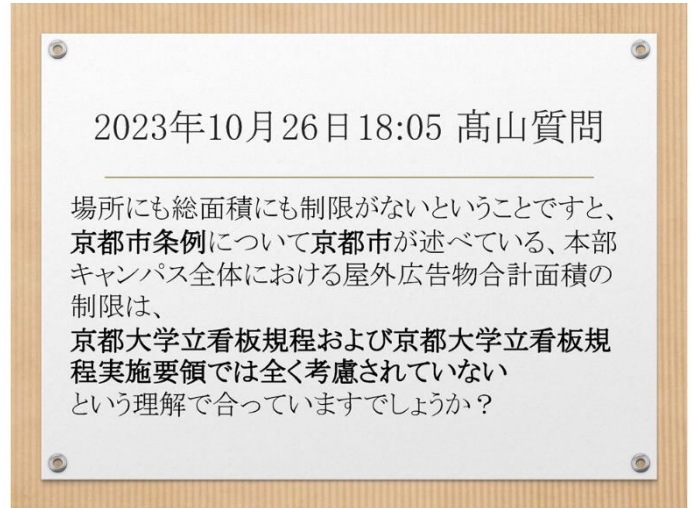
京大法人の驚愕の回答

全部ウソさ… さて、京都市から京大法人への行政指導の記録が黒塗りになっているため、いかなる経緯で京都大学立看板規程ができたのかが全くわかりません。これについては情報開示手続を進めています。規程の策定にあたっては労働組合には全く意見を述べる機会が与えられませんでした。

裁判の中では、学生の毎年の11月祭のタテカンや特定の講演会のタテカンが道路に向かって設置されているのに、ほぼ同じ場所にあった原告の掲示ボードが2度にわたり撤去されているのは差別であることも主張してきました。11月祭のタテカンは今年も約30㎡が出ています。京大法人はなぜこのような差別を続けるのか。施設部に問い合わせたところ、これまでの団体交渉や裁判での京大法人の主張が全部嘘だったことを示す回答が得られました（右図）。

これまで京大法人は、強制撤去の前後を通じ、また団体交渉の中でも、タテカンの規制は京都市条例に基づく京都市の行政指導を受けてのことであるとしか述べてきませんでした。しかし今般の京大施設部からの回答は、京都大学立看板規程および同実施要領が、キャンパス外周の屋外広告物の面積を規制していることとなっているはずの京都市条例とは無関係であることを事実上肯定した内容です。

▼ 11月祭のタテカンが30㎡出せるのに労働組合は2㎡でも撤去されるのはなぜか？



今まで京大法人が労働組合や学生からの質問に対して述べてきたことは、すべて虚偽だったのです。

黒塗りを明らかに すでに情報開示請求の過程で、当初の行政指導は京都市条例を援用していたのではなかったことがわかっています。しかし、立看板規程制定までの経緯の真相は、「黒塗り」部分を見なければわかりません。

これからの口頭弁論における証人尋問で、この部分が明らかにされる必要があります。証言の真実性は、偽証罪の処罰規定によって担保されるはずのものです。それと同時に、情報開示審査の行政手続でも、黒塗り措置の違法性を主張していきます。それにはなお時間がかかる可能性がありますが、引き続きのご注目をよろしくお願いいたします。

(文責・クラウドファンディングプロジェクト
代表・副委員長 高山佳奈子)